

パブリックコメント（第7次富山県医療計画中間評価・見直し）における
 主なご意見と県の考え方について（小児医療関係）

<パブリックコメントの概要>

(1) 募集期間：令和4年1月28日（金）～2月18日（金）

(2) 提出された意見件数：2件

	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	<p>学校において、発達障害の二次障害が始まるケースが多いため、教育関係者に発達障害の心のケアの研修を行ってほしい。また、教育と医療、相談機関、本人・保護者の連携を強化し、関係者が対話したり、学校から支援を求めたりすることができるようにしてほしい。</p>	<p>県教育委員会では、全ての教員が受講する若手教員研修などキャリアステージに応じた研修において、発達障害の理解を含む特別支援教育に関する専門性向上を図るとともに、発達障害について理解を深めるリーフレットや、一人一人に応じた支援を行うためのチェックリスト、切れ目のない一貫した指導や支援を行うための個別の教育支援計画の作成・活用マニュアル等を全ての学校に配布し、校内研修での活用を推進しています。</p> <p>加えて、専門性の高い小中学校巡回指導員、高等学校巡回指導員の配置・学校巡回を通じ、教員の専門性向上や学校の支援体制の充実に資する助言を行っています。</p> <p>また、富山県特別支援連携協議会を開催し、保護者に対する相談支援体制などの課題について、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による情報共有と連携強化を図っています。</p> <p>今後、さらなる教員の専門性の向上を図るとともに、適切な支援の共有や引継ぎ、相談支援の充実等に向けた連携体制を整備するなど、発達障害のある児童生徒の支援の充実に取り組んでまいります。</p>
2	<p>子どものこころの問題について、医療機関、学校、スクールカウンセラーが連携できる体制作りの中核に、教育相談センターを位置づけてほしい。</p>	<p>県教育委員会では、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行うため、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、学校全体で組織的に支援する体制づくりに努めています。</p> <p>また、保護者等が相談できる施設として、県総合教育センターや東西教育事務所に相談窓口を設置し、学校や医療機関等の関係機関のつなぎ役としての役割を果たしています。</p> <p>さらに、不登校児童生徒への支援を行っている県内の主な相談機関について、各学校を通じ、子供や保護者に情報提供しています。</p> <p>今後、一人一人の状況に応じた適切な支援ができるよう、専門機関との連携体制の在り方などについて、関係機関、関係部局と協議してまいります。</p>